



# 茨城県報

第 2203 号

平成22年8月5日

木曜日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) ..... 2
- 平成22年度家畜商講習会開催要領 (畜産課) ..... 8
- 家畜等の移入の禁止区域の変更 (畜産課) ..... 9
- 物品の移入の禁止 (畜産課) ..... 17
- 県営土地改良事業の工事の完了 (7件) (農村計画課) ..... 24
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課) ..... 25
- 土地改良区役員の就退任 (農林事務所) ..... 26

### (選挙管理委員会)

- 選挙管理委員会第8回定例会の招集 ..... 27

### 公 告

- 建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定 (建築指導課) ..... 27
- 開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課) ..... 27
- 入札公告 (下水道事務所) ..... 28

### 規 程

### (病院事業管理者)

- 病院事業職員の育児休業等に関する規程 ..... 31

### 正 誤

- 平成22年6月7日付け茨城県報第2186号中 ..... 33

## 告 示

### 茨城県告示第933号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0817300080	あっとほーむモ ア	つくばみらい市鬼 長390	特定非営利活動 法人あっとほー むモア	つくばみらい市鬼 長390	平成22年 8月1日	自立訓練 (生活訓練)

### 茨城県告示第934号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 南 部 裕 一

##### (2) 住所

つくば市竹園一丁目2番地1

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレオ

つくば市吾妻一丁目7-1

##### (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社西武百貨店	東京都豊島区南池袋一丁目28番1号	堀 内 幸 夫
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 田 元 也
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11	石 田 敏 彦
株式会社柏屋	東京都世田谷区奥沢七丁目3番13号	内 田 正 昭
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号	木 山 茂 年
株式会社ツツミ	埼玉県蕨市中央四丁目24番26号	堤 征 二
マダムモコ	筑西市稲荷町118番地2号	吉 田 公 哉
株式会社ロコレディ	常総市水海道宝町2736-2	羽 富 都 史 彰
株式会社JTB商事	東京都豊島区南池袋二丁目43番20	三 浦 建 史 郎
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	曲 淵 恵 美 子
株式会社サンモール	下妻市大字下妻丁8-3	町 田 和 夫
株式会社三貴	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号	木 村 和 臣
株式会社ティムティム	神栖市大字萩原811番地1号	藤 木 慎 一

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社シェルガーデン	東京都目黒区自由が丘2丁目23番1号	林 達 也
有限会社平安堂	常総市水海道栄町2615番地	海老原 良 夫
株式会社久月総本舗	土浦市東真鍋町10番4号	横 山 雄 二
有限会社緑屋	つくば市栗原1516番地	中 泉 清 一
株式会社花水木コーポレーション	つくば市二の宮4丁目14番地4号	宮 本 多 佳 夫
株式会社ワンゾーン	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目10番25号	三 代 洋 右
株式会社スタジオ・アリス	大阪府吹田市江坂町1丁目22番26号	本 村 昌 次
株式会社吉見屋	筑西市丙107番地	吉 崎 正 芳
筑西商事株式会社	筑西市丙350番地	大 武 正 夫
株式会社サムシング	石岡市国府五丁目8番24号	吉 野 宗 一
有限会社グレイス	水戸市笠原町978番地の25	小笠原 要

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社そごう・西武	東京都千代田区二番町5-25	山 下 國 夫
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上 田 稔 夫
萩谷 満美子	水戸市吉沢町256-1	
株式会社デイジー	東京都品川区西五反田8-3-15	杉 村 忠 治
株式会社プランニングスタジオモープ	東京都目黒区目黒1-5-17	箕 輪 久 美 子
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11	小野山 晴 夫
株式会社柏屋	東京都新宿区市谷田町二丁目31番3号	内 田 正 昭
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木 山 茂 年
株式会社ツツミ	埼玉県蕨市中央四丁目24番26号	堤 征 二

## (3) 変更の年月日

平成22年4月28日

## (4) 変更した理由

小売店舗の入替等があったため

## 3 届出年月日

平成22年7月23日

## 4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第935号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 南 部 裕 一

## (2) 住所

つくば市竹園一丁目2番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばクレオスクエア キュート

つくば市吾妻一丁目6-1 外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上 田 稔 夫
アディダス ジャパン株式会社	東京都新宿区矢来町77	ロバート ラングスタッフ
株式会社レナウン	東京都渋谷区渋谷3-28-13	渡 辺 省 三
イトキン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-1-1	辻 村 章 夫
ティンバーランドジャパン株式会社	東京都千代田区紀尾井町6-12 紀尾井町福田家ビル6F	砂 田 浩 孝
株式会社レナウンネクステージ	東京都江東区永代2-37-25	佐 藤 勉
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	上 村 茂
フーセンウサギ株式会社	大阪府大阪市西区新町2-2-2	渡 邊 幹 男
丸高衣料株式会社	大阪府大阪市中央区玉造2-8-3	川 口 俊 治
株式会社キャン	東京都杉並区高円寺北2-6-1	小 川 智 士
株式会社クリエイティブヨーコ	長野県長野市高田667-16	伊 藤 洋 子
株式会社オリンピア	愛知県名古屋市中区平和1-6-1	加 藤 雅 浩
株式会社ヘルスライフ	京都府京都市南区東九条明田町6-1	小 森 保 彦
株式会社美高商事	東京都中野区中野5-33-7 山の手三番館2F	小 野 一 美
株式会社織部	岐阜県多治見市旭が丘10-6 美濃焼卸団地9番街	奥 村 紀 八 郎
株式会社モリテックス	東京都渋谷区神宮前3-1-14	森 戸 祐 幸
株式会社高麗堂	岡山県倉敷市水島南緑町15-12	神 農 正 市
株式会社マリア・マリアコーポレーション	広島県広島市東区光町1-10-19	米 又 幹 夫
有限会社コート・ダジュール	つくば市東新井19-26	中 山 満 男
株式会社花水木コーポレーション	つくば市二の宮4-14-4	宮 本 多 佳 夫
株式会社フロジャボン	東京都武蔵野市西久保1-25-8	岩 波 修 司
株式会社植田園	龍ヶ崎市上町2918	塚 本 徹

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社トゥロワ ムスカテール	神奈川県横浜市中区山下町74-1	富 永 功 二
株式会社エーファミリー	水戸市栄町1-10-8	金 澤 誠
インターネット株式会社	栃木県宇都宮市峰4-21-12	川 上 勝
株式会社アスブルンド	東京都港区三田4-1-9	嶋 本 喜 司
株式会社スタジオクリップ	群馬県前橋市西片貝町1-288-5	白 石 光 司 千木良 知 巳
泰道リビング株式会社	東京都中央区日本橋浜町1-4-15	高 橋 武
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢 嶋 孝 敏
ギャップジャパン株式会社	東京都港区南青山6-5-55	クリストファー ギャレック
株式会社バルス	東京都渋谷区神南1-19-4	高 島 郁 夫
株式会社もくもく	京都府京都市中京区柳馬場通蛸薬師下ル十文字 町437	武 甕 芳 次
株式会社ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	大 塚 民 一
株式会社タイムゾーン	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-12-18 ノヴレス Mビル1F	福 岡 顯
株式会社ポイント	水戸市泉町3-1-27	黒 田 博
株式会社ピーアンドエム	東京都中央区日本橋浜町1-1-12	泰 道 真 也
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前6-12-22	菊 地 博 巳
有限会社サード	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-32	モハマド ユセフ サード
株式会社アリシア	東京都渋谷区神宮前4-6-9	酒 井 好 宏
有限会社ウィークエンドワークス	東京都目黒区下目黒2-6-5 プライム目黒 303	長 澤 宜 伺
株式会社シティーヒル	大阪府大阪市中央区南船場4-2-4 日本生 命御堂筋ビル3F	中 田 勉
株式会社アイウォーク	東京都台東区上野4-5-11	栗 原 茂
株式会社キノセント	東京都渋谷区恵比寿南3-2-13	土 田 久 雄
有限会社パームスインターナショナル	東京都目黒区大橋1-8-3	小 西 義 夫
株式会社三鈴	東京都渋谷区代々木1-11-2	吉 田 忠
株式会社ウンナナクール	京都府京都市伏見区中島北ノ口町22	三 浦 卓 也
サンラリー株式会社	岐阜県岐阜市北鶉3-16	下 村 哲 郎
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木 山 茂 年
有限会社フェリシア	千葉県柏市西原5-6-13	佐々木 重 仁
有限会社グラフィス	東京都目黒区目黒2-15-14	山 田 寛
株式会社東京スタイル	東京都千代田区麹町5-7-1	高 野 義 雄
株式会社ニコル	東京都渋谷区東1-32-12渋谷プロパティー東 急ビル3F	木野村 明 廣
株式会社ピーエックス	東京都港区西麻布4-16-13	喜代永 新 太
アイア株式会社	東京都目黒区目黒本町1-16-17	萩 島 宏
有限会社グラウンドゼロ	水戸市笠原町1560	大 木 崇
株式会社クリムゾン	東京都中央区日本橋3-5-15	兎 玉 俊 明
株式会社ストーンマーケット	福岡県福岡市中央区港2-11-4 ストーンマ ーケットビル	中 村 泰 二 郎
株式会社イオンフォレスト	東京都千代田区神田錦町1-1	蟹 瀬 令 子

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市新堀町64-7	田 中 仁
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺 井 秀 蔵
株式会社ラッシュジャパン	神奈川県厚木市下川入828-1	アンドリュ マーティン ゲーリー
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区神宮前6-25-16	浅 見 英 理
株式会社ミナミ	東京都千代田区神田小川町3-1	福 室 満 哉
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	赤 池 順 一
株式会社ロフト	東京都新宿区大久保2-4-12	安 森 健
株式会社メンズ・ビギ	東京都渋谷区南平台町17-12	大 楠 祐 二
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3-9-7	白 井 一 秀
堀口株式会社	東京都台東区浅草橋1-5-2	堀 口 昭
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市昭和区広路通2-5	東 光 晴
クリケット株式会社	東京都品川区大崎3-6-17	藤 本 幹 雄
株式会社ツルヤ靴店	愛知県名古屋市千種区今池3-4-10	服 部 博 幸
株式会社ウエイヴ	東京都豊島区南池袋1-28-2	望 月 威 志

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
有限会社カーニバル	千葉県船橋市高根台1-16-8	大 塚 伸 恭
有限会社マイクロヘブン	筑西市井上1262番地	斎 藤 豪
株式会社タケヤ	東京都青梅市上町3-1-1	岸 澤 陽一郎
有限会社無限	千葉県東金市田間54番地2	佐々木 英 人
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚2丁目34番15号	河 瀬 アヤ子
株式会社 ManiX Ray	埼玉県越谷市越谷1-13-3	西 尾 勝 彦
有限会社ディアグラス	千葉県習志野市谷津5-12-11	鹿 草 広 樹
株式会社フラップス	東京都杉並区成田東1-14-23-101	阿 部 亮
有限会社ラブアンドピース	栃木県下野市国分寺1823番地19	樋 口 貴 志
株式会社サンエス	広島県福山市神辺町大字川南741-1	佐 藤 卓 己
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番地14号	木 山 茂 年
株式会社サークルKサンクス	東京都中央区晴海2-5-24	中 村 元 彦
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2-3-1	上 田 利 昭
アイメディア株式会社	広島県広島市東己光町1-10-19	米 又 幹 扇
イトキン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目1番1号	辻 村 章 夫
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-38-12	上 田 稔 夫
株式会社トリニティーアーツ	東京都中央区京橋2-4-12	荒 川 修
株式会社美高商事	東京都中野区中野5-33-4	小 野 一 美
福田真株式会社	京都府京都市中京区新町通丸太町南入	福 田 弘 治
株式会社宣美	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4-8-1	梅 沢 輝 男
株式会社コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜西1-12-48	絹 卷 秀 展
有限会社コート・ダジュール	つくば市東新井19-26	中 山 満 男
株式会社ルピシアボンマルシェ	東京都渋谷区代官山町8-13代官山ハマダビル	中 江 昭 英
小張 佐恵子	土浦市沢辺792	

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社アスブルンド	東京都港区三田 4-1-9	嶋 本 喜 司
株式会社高麗堂	岡山県倉敷市水島南緑町15-12	神 濃 正 市
株式会社ドリーム・オオウチ	福島県田村郡三春町字中町63	大 内 幸 一
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-32-10	ジョン アーマティンガー
アディダス ジャパン株式会社	東京都新宿区矢来町77	マルタン・パスカル・ デニス・ジャン
株式会社トリニティーアーツ	東京都中央区京橋 2-4-12	荒 川 修
株式会社ロリアンミル	大阪府大阪市西区北堀江 2-4-11	井 上 吉 雄
株式会社ワールドワイドラブ	東京都渋谷区富ヶ谷 1-30-22	野 村 茂 樹
株式会社ポイント	東京都中央区八重洲 2-7-2	石 井 稔 晃
株式会社キャン	東京都杉並区高円寺北 2-6-1	小 川 智 士
株式会社ピーアンドエム	東京都中央区日本橋浜町 1-1-12	秦 道 真 也
株式会社ナイスクラブ	東京都渋谷区神宮前 6-12-22	菊 池 博 巳
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	寺 井 秀 蔵
株式会社アリシア	東京都渋谷区神宮前 3-6-2	酒 井 好 宏
川辺株式会社	東京都新宿区四谷 4-16-3	吉 田 久 和
株式会社シティーヒル	大阪府大阪市中央区南船場 4-2-4	中 田 勉
株式会社レナウン	東京都品川区西五反田八丁目 8 番 20 号	北 畑 稔
株式会社井ノセント	東京都渋谷区恵比寿南 3-2-13	土 田 久 雄
株式会社ラ・エスト	東京都渋谷区南平台町17-17	藤 本 茂
株式会社三鈴	東京都渋谷区代々木 1-11-2	石 角 毅
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	石 井 康 晴
サンラリー株式会社	岐阜県岐阜市北鷲 3-16	中 島 哲 郎
株式会社アンティローザ	東京都渋谷区神宮前 2-18-7	藤 田 祐 嗣
株式会社ビー・エル・シー	東京都中央区東日本橋 2-5-10	森 田 裕 一
株式会社レスポートサックジャパン	東京都渋谷区神宮前 6-19-14	柏 原 孝 夫
有限会社プロパー	群馬県前橋市表町 2-20-7-609	神田橋 研 治
株式会社アカクラ	東京都世田谷区用賀 4-10-1	山 本 太
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市川原町777-2	田 中 仁
株式会社ブルーミング	東京都港区南青山 3-1-30	杲 田 康 平
株式会社アミナコレクション	神奈川県横浜市中区山下町 1 2 3	進 藤 さわと
株式会社ストーンマーケット	福岡県福岡市中央区港 2-11-4	中 村 泰 二 郎
株式会社イオンフォレスト	東京都千代田区紀尾井町 3-6	宍 倉 芳 男
株式会社ラッシュュジャパン	東京都港区高輪 3 丁目 25 番 22 号	アンドリュ マーティン ゲーリー
株式会社アズノウアズ	東京都渋谷区富ヶ谷 2 丁目 24-7	浅 見 英 理
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区神南 1-14-5	中 澤 征 史
株式会社ロフト	東京都新宿区大久保 2-4-12	遠 藤 良 治
有限会社サード	宮城県仙台市青葉区一番町 2-5-32	モハマド ユセフ サード
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸 1-11-16	赤 池 順 一
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3-9-7	白 井 一 秀

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ジーピー	埼玉県蕨市中央 2 - 1 - 29	宮 川 淳
チョーギン株式会社	東京都中央区日本橋堀留町 1 - 3 - 19	小 林 一 雄
佐野 啓	東京都杉並区高円寺南 2 - 43 - 9	
有限会社レボリューション2000	千葉県柏市柏 3 - 7 - 15	紺 野 勝 行
株式会社エーピーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂 1 - 12 - 1	野 口 実
株式会社 WAVE	東京都港区六本木 3 - 16 - 26	中 嶋 敏 宏
今関 雅喜	東京都目黒区中目黒 3 - 13 - 31	
株式会社入江商店	千葉県松戸市岩瀬 1	入 江 将 大
遠藤 知之	龍ヶ崎市貝原塚町 3717 - 1	
株式会社スフィダンテ	千葉県柏市旭町 1 - 6 - 1	安 本 圭 佑
株式会社キックスジャパン	東京都目黒区中町 1 - 11 - 10	高 村 桂 二

## (3) 変更の年月日

平成22年 4 月 28 日

## (4) 変更した理由

小売店舗の入替等があったため

## 3 届出年月日

平成22年 7 月 23 日

## 4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第936号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づく家畜商講習会の開催要領を次のとおり定める。

平成22年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 平成22年度家畜商講習会開催要領

## 1 目 的

家畜商法第4条の2第1項の規定により家畜商業務の健全な運営を図り、もって家畜取引の公正を期すため、新たに家畜取引の業務に従事しようとする者に、その業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。

## 2 主 催

茨城県

## 3 開催日時

平成22年10月19日（火）及び平成22年10月20日（水）の2日間

両日とも午前9時から午後5時まで

## 4 開催場所

茨城県畜産センター 研修室

茨城県石岡市根小屋1234 TEL：0299-43-3333

## 5 受講者の資格

家畜商法第3条の規定による家畜商免許を受けようとする者

## 6 受講手続

### (1) 提出書類

- ア 平成22年度家畜商講習会受講申請書(様式第1号)
- イ 上半身正面脱帽での写真2枚(縦2.5cm×横2.4cm)
- ウ 家畜商講習手数料として3,400円(茨城県収入証紙)  
(平成22年度家畜商講習会受講申請書に貼付)

### (2) 提出期限

平成22年9月17日(金)

### (3) 提出先

茨城県農林水産部畜産課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 電話029-301-3993

ただし、家畜商法施行規則第4条第1号又は第2号の規定に該当する者(獣医師法第3条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者)で、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間特例措置適用申請書(様式第2号)に獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを添付して提出する。

### (4) 受講通知, 受講者のとりまとめ

畜産課は平成22年度家畜商講習会受講申請書を受理後、受講申請者へ平成22年度家畜商講習会受講票(様式第3号)を送付する。

## 7 講習課目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖, 機能障害及び疾病 6時間

## 8 受講者の留意事項

- (1) 受講者は、講習会当日は午前8時50分までに会場に到着し、受付に平成22年度家畜商講習会受講票(様式第3号)を提示すること。
- (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。また、昼食を各自手配すること。
- (3) 講義を妨げるような言動を行ったときは、退場を命ずることがある。
- (4) 講習会場においては、講師又は係員の指示に従うこと。

## 9 修了証明書の交付

本講習会を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

## 10 その他

この講習会に用いるテキスト(「最新 家畜取引の知識改訂版」ぎょうせい社刊 3,000円)は、購入希望者に講習会初日の受付で実費で販売するので、申請書の所定の欄に○印をつけること。

## 茨城県告示第937号

口蹄疫のまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年茨城県規則第47号)第3条第1項の規定により、家畜等の移入を禁止する区域を次のとおり変更した。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

移入禁止家畜等	移 入 禁 止 区 域	移入禁止期間	その他必要な事項
牛, 水牛, めん羊, 山羊, 豚, しか及びいのしし(生体に限る。)又は口蹄疫の病原体を広げるおそれのある物品	平成22年茨城県告示第558号並びに571号, 616号, 795号, 822号, 846号, 870号に掲げる区域から, 以下の区域を削除する。		移入禁止の理由: 口蹄疫のまん延防止
	<p>1 宮崎県</p> <p>ア 日向市</p> <p>イ 東臼杵郡美郷町</p> <p>ウ 児湯郡木城町</p> <p>        大字中之又及び大字石河内の一部(鶴田, 鶴懐, 中別府, 川口, 矢櫃, 鹿遊, 長越, 惣田及び大瀬内)</p> <p>エ 児湯郡都農町</p> <p>オ 西都市</p> <p>        大字片内, 大字寒川, 大字三宅の一部(笹々礼及び境野), 大字穂北の一部(山浦), 大字南方の一部(横尾, 椎原, 鳥ノ巣及び大スタ), 大字三納の一部(内之野, 獅子堀, 井上, 師匠田, 丸山, 草牟田, 万立, 上原, 弘谷, 川久保, 尾田所), 大字清水, 大字鹿野田, 大字都於郡町, 大字右松の一部(三反田及び鷺田), 大字妻の一部(妻藪及び平田), 大字三宅の一部(上永谷, 奈原, 居屋ノ内, 壺町田, 久保鶴, 松ノ下, 池向, 八反の内, 中原, 長田, 市ヶ藪, 川ノ上, 土藪, 大形, 松之内, 鳥子出口, 塚西, 上之使, 鳥子橋元, 鳥子長田, 竹之脇, 最所畑, 清水前, 茶嶋, 大藪前, 朝喰, 石坂, 尾筋西上, 尾筋西下, 尾筋東下, 田中, 溝之手, 尾筋東上, 国分, 上ノ宮東, 上ノ宮西, 原口, 原口二ノ西, 原口二, 須先, 笹貫畑, 堂ヶ島, 石貫畑, 石貫平ノ下, 東立野, 酒元ノ上, 寺原脇, 丸山, 西都原東, 西都原西, 榑木上, 榑木下, 下永谷, 岩ヶ丸, 竹ヶ迫, 方迫, 兼迫, 岡本, 鎌迫, 六町迫, 大迫, 下甲津ヶ丸, 上甲津ヶ丸, 割甲津ヶ丸, 元迫, 北ヶ迫, 青木, 堂下, 羽サ間, 後迫, 柳迫, 法瀬ヶ丸, 足野町, 方生会, 惣太郎, 寺原, 小末, 松田平ノ下, 嶋廻, 松田下屋敷, 松田, 鏡田, 大谷平, 七曲, 八小代, 木ノ町, 大工久, 竹ヶ山, 向藪, 八反田, 八反田木町, 代手, 下鎧, 西原, 上鎧, 米鶴, 大ヶ峰, 西大ヶ峰, 細場廻, 川原田, 西ヶ迫, 凶師ヶ迫, 松崎, 川添, 前田, 平</p>	平成22年7月16日から	

田, 山王田及び毘沙門), 大字岡富の一部 (西ノ前, 八ノ窪, 桑木畑, 西川ノ上, 竹ノ花, 西屋敷, 四日市, 田窪, 九柵園, 下中嶋及び延名寺), 大字黒生野の一部 (古川, 蔵向, 高屋敷, 西ノ菌, 高菌屋敷, 堀内屋敷, 孫太郎, 岡富境, 冷水, 溝ノ口, 札立, 伏野, 柳田, 天子之花, 大辻屋敷, 明ノ前, 石原, 水洗, 川平, 藤四郎窪, 川窪及び砂瀬), 大字現王島の一部 (溝付, 村之東及び中嶋), 大字童子丸の一部 (天神田, 米丸, 上ノ園及び槇ノ内), 大字穂北の一部 (桑木原, 山内, 宇戸, 長山, 和田川原, 仲鶴, 平城, 串木, 南無田, 南田, 野添, 小戸口, 坂ノ下, 高野, 上ノ原, 牧原, 尾畑, 大木ノ原, 北田, 長田, 牛掛, 坪田, 勝田川, 上江, 当菌, 瀬川, 野竹, 平原, 内改, 榎木田, 八重山, 囲, 仲川原, 宗高, 川仲嶋, 杉安, 長谷嶺, 茶屋元及び大木久保), 大字南方の一部 (鉾峰, 竹添, 弓場ノ元, 金竹ノ元, 瓜葉木, 岩川内, 高附, 槇尾, 添の坪, 年の神, 古川, 高砂, 眞竹平, 宝財原, 長谷嶺, 上の畑, 坂江, 中島, 串木, 上中川原, 榎木瀬, 彦三郎, 鈴尾, 餅田, 下原, 萱原, 八ヶ久保, 卯の木, 赤星, 長仙, 笹ノ田, 堀内, 町山附, 町ノ前, 立野, 大工西, 桑ノ木原, 元地神, 茶屋ノ元, 浜後, 堂ノ前, 田久保, 西田, 永谷, 宮畑, 別府川, 大工畑, 伊左衛門, 下中川原, 寺家田, 坂ノ下, 古川, 土木手, 長池, 岡菌及び嶋台), 大字三納の一部 (宮田, 松本, 羽子田, 松本原, 甚助原, 大廻, 芦町, 前田, 笠原, 西久保, 笠原川原, 今別府, 下島鶴, 弓立田, 白坪, 新田, 湯無田, 尾曲, 諸熊, 永野大原, 永野原, 岸見廻, 堂園, 永野, 二反田, 松廻, 榎木廻, 岩穴ヶ廻, 柿木廻, 大山田, 九月田, 池内, 水喰, 住吉廻, 上島鶴, 鴨目, 下寺廻, 赤目川原, 札立, 盛, 赤目外川原, 中川原, 下川原, 鶴田, 久保田, 上川原, 大明神原, 廻村, 松下, 外園, 野原田, 堤下, 小坂元, 曲淵, 川上, 門田前, 竹ノ内, 田良木, 長谷畑, 高三納, 鳶野, 境田, 前廻, 苺払, 黒牟田, 榎町, 眞萱崎, 岩戸牟田, 眞米及び和泉), 大字平郡の一部 (宮ノ下, 天神免, 別府代, 菰田, 京田, 宮尾, 宮河, 本村, 井上, 田中, 横山, 菅原,

畑ヶ廻, 瀬戸田, 梅木廻, 法小廻, 松ヶ廻, 妻田, 寺廻, 池袋, 工田, 大町, 稲泉, 楠廻, 柳牟田, 法蓮寺, 戸屋ヶ前, 犬牟田, 堤下, 金田, 兎田, 緩田, 南川, 鴨山, 鴨目ヶ廻, 高三納, 尾能田, 江子田, 池田及び新開), 大字荒武の一部(彦田, 大坪, 城平, 都於郡, 浜迫, 亀割, 仮田, 園田, 山宮, 大知ヶ廻, 土橋, 養十院, 大久保, 佐土ヶ廻, 佐土ヶ浜, 梅ヶ当, 藤蔵原, 馬場田及び園田), 大字岩爪の一部(五百田, 通迫, 七百田, 堂床, 境田, 丸岡, 春田, 四反田, 吉ノ丸, 山下, 赤迫, 伏ヶ迫, 園田, 長山, 草場, 七夕田, 畑間, 払谷, 上原, 小路及び向原), 大字加勢の一部(菘添, 小倉, 坂ノ上, 森木, 尾能, 八双田川南, 八双田川北及び向鶴), 大字藤田の一部(長光寺前, 上鶴, 野下, 湯地給, 落久保, 上代, 倉爪, 三角田, 王田, 荒神面, 鎧, 藤栄, 永田, 高町, 井添, 長牟田, 楠牟田, 山下, 横枕, 百田, 水溜, 巨田江, 上地, 中園, 堀之内, 平畠及び外園) 及び大字下三財の一部(向江, 天神川原, 見守川, 八双田, 古川, 北田, 六升田, 戸敷, 古栄, 池見手, 藤崎, 久米田下, 岡下, 広地, 前田, 井尻, 堤下, 外園, 中別府, 亀塚屋敷, 楠牟田, 南牟田, 永迫, 宮迫, 山下, 大島, 鶴後, 遊行瀬, 田ノ前, 川原田, 猫嶋, 奈良瀬, 杉ノ内及び城ヶ下)

#### カ 宮崎市

佐土原町下田島の一部(桂山, 蓮田, 境田, 伊勢田, 阿弥陀寺, 田島, 飯重迫, 坂本迫, 柿田, 尾脇田, 京塚迫, 万太郎, 岩穴迫, 沙汰給, 伊勢ん, 諏訪田, 取越, 地藏免, 袋堀, 休左エ門松, 垂門, 大道迫, 井手牟田, 牟田ノ一, 牟田ノ二, 松添, 明石, 田代の一, 田代の二, 笹松原, 大炊田, 迫ノ田, 大山下, 江川崎, 平松, 上ノ原, 山口ノ一, 出口ノ一, 江川, 広瀬川壺番, 広瀬川四番, 鴨田, 桂原, 栄町, 外牟田, 木浦原, 栗迫, 竹花, 鳥越, 柳ノ内, 三百坊, 七曲, 前田, 山下及び菘崎), 佐土原町下那珂の一部(川添, 塩田, 大坪, 用ノ代, 前田, 永田, 水深, 仁王作, 伊賀給, 熊田, 竹ヶ島, 中溝, 馬場下, 和田山, 囲, 小牧, 潮入, 小平, 平廻, 平村, 矢野, 王子ヶ廻, 平権現前, 土器田, 田宮, 羽次郎, 伊茂井,

久峰前谷及び久峰大日), 佐土原町上田島の一部 (田中, 都甲路, 新城町, 平城, 田俣, 思香田, 坊ヶ池, 古川, 上ノ瀬, 中ノ瀬, 下ノ瀬, 祝畑, 出来畑, 一ツ瀬, 五條下, 古ノ館, 現王, 松本, 城ヶ下, 横山, 佐野原及び向ヶ廻を除く。), 佐土原町東上那珂の一部 (猿喰, 牛ヶ迫, 仲ノ丸, 藤正, 白川, 王子ヶ廻, 東俣, 三拾部, 蛇廻, 六峯, 田俣, 宮藪, 黒土田, 辛子田, 長掘, 井手表, 上平田, 扇ノ丸, 赤白, 水尻, 瀧ヶ山, 永山, 兎ヶ鼻, 津倉橋元, 三反田, 叶迫, 山田, 西村, 丹助, 石塚, 二本松, 永正向, 貫行, 新馬場, 坂ノ下及び項星), 佐土原町石崎 1 丁目, 佐土原町石崎 2 丁目, 佐土原町石崎 3 丁目及び佐土原町松小路

キ 児湯郡木城町

大字川原の一部 (金瀬, 柳水, 檜, 丸塚, 後鹿倉, 及び甘只), 及び大字石河内の一部 (上谷内, 柳谷, 楠師, 永坂, 鍋口, 牧原, 浜口, 下鶴, 大谷, 野々崎, 石河内, 神前, 地藏ノ上, 大原, 尾崎, 大久保, 小屋町, 倉谷, 糸山, 柵ヶ八重, 春山, 大平, 城, 芋ヶ八重及び大戸)

ク 児湯郡川南町

前田, 蜘蛛ヶ原, 水神松, 田中, 傘手, 広野地, 網ヶ別府, 新橋, 東原, 道東, 道西, 中野, 船渡, 浪掛, 寺川, 岩の下, 高下, 定塚, 板唐瀬, 黒鯛村上, 黒鯛谷平, 黒鯛, 川北, 西原, 小迫, 孫谷南, 下浜, 宮田, 旗ヶ辻, 高水, 豊原, 住田, 孫谷, 迎, 土手の内, 古板, 牧堀, 下の浜, 宮ノ尻, 番所, 土手の内, 東, 甘付道東, 大久保, 大和, 新田, 出口東, 上肥, 黒板原, 甘付道西, 権現下, 磯道南, 北肥, 中の別府, 下肥, 南肥, 西肥, 東肥, 川向, 中須, 竹下, 大猪久保, 前久保, 猪久保, 下肥, 岩下, 火場川上, 坂下, 野々中, 道上, 川の上, 向原, ヨゴ松, 北唐瀬, 香田原, 光, 新耕原, 明原, 名貫, 尾鼻, 東平下, 大塚山, 岩の本, 前肥, 竹の下, 孫衛門, 下の原, 久保井手, 駒見, 長岡, 形山上, 下の原, 形山下, 下ノ原上, 寺屋敷, 北分竹浜, 上の原, 上の北分, 狐塚下, 古場山, 土尻, 野芝原, 竹の下, 竹の上下, 森ヶ久保, 宮田上, 宮田下, 八幡山,

上の原南分, 沓袋原, 葛掛原, 虚空藏免, 鳥掛山, 松尾谷, 山瀬谷, 霧島, 登り口東原, 下中田, 野中, 下肥, 西川, 登り口, 下り口, 山本, 黒岩, 宮田, 山ノ口, 後田, 岩田, 谷口, 蟻の草, 幟立, 赤石, 鏡谷下, 赤石, 椎原, 住吉, 松尾谷, 市納上, 旭ヶ丘, 青鹿, 井出ヶ谷, 井出ノ本, 宮ヶ原, 大内藪, 藏座村, 明野, 内野丸, 黒岩, 黒岩北, 前田, 沓袋畑, 村上迫田, 大岩谷, 掛迫下, 掛迫, 乗越, 掛迫中, ハツ久保, 南牧原, 沓袋, 村上, 平下, 前久保, 込の口, 久保山, 出口, 古場田, 保田, 宮の前, 家村道南, 家村道北, 家村下段, 谷の口, 櫻山, 下切, 細, 川向, 細原, 牧平及び袋谷

ア 宮崎市

佐土原町下田島の一部(徳ヶ淵, 南町, 三間屋前, 三間屋後, 上六ヶ所, 下六ヶ所, 六ヶ所, 鷺島, 安宮畑, 田ノ上, 田ノ上後, 町田出口, 南出口, 中久保, 新屋敷, 上中島, 庄屋田, 栄後口, 下伝宗, 下中島, 天神川, 田島後, 古川, 長川原, 打切, 上長原, 立野, 一ツ瀬川原, 佐賀利, 江ノ頭, 上江, 瀬口, 上ノ瀬, 柳馬場, 新馬場, 境田, 寺畑, 都甲路, 菰田, 月輪, 田島下, 天満宮下, 馬場, 橋口迫, 白金藪, 町口, 切島, 田淵迫, 堀田, 天神下, 天神上中須, 天神中須, 上伝宗, 上ノ藪, 天神, 堂藪, 多々良迫, 鈴町, 宮本原, 札辻ノ一, 札辻ノ二, 出口ノ二, 石田, 原, 奈良木, 宮本, 綿内, 岩切名, 川俣, 屋舗下, 桑島, 塩田, 宮田, 福島, 垣瀬, 浜田, 福島川原, 福島中洲, ニツ建, 外川原, 渡瀬, 後川, ニツ建池上, 大川俣, 寺下, 稲荷島, 浜上, 山伏須, 垣瀬新開, 長江, 平松塩浜, 命ヶ島ノ参, 命ヶ島ノ四, 狐島, 蛸瀬ノ一, 蛸瀬ノ二, 上沖江, 山口ノ二, 山口及び池田), 佐土原町上田島の一部(田中, 都甲路, 新城町, 平城, 田俣, 思香田, 坊ヶ池, 古川, 上ノ瀬, 中ノ瀬, 下ノ瀬, 祝畑, 出来畑, 一ツ瀬, 五條下, 古ノ館及び現王), 佐土原町下富田及び佐土原町伊倉

イ 児湯郡高鍋町

ウ 児湯郡新富町

エ 西都市

平成22年7月18日  
から

聖陵町 1 丁目, 聖陵町 2 丁目, 御舟町 1 丁目, 御舟町 2 丁目, 桜川町 1 丁目, 桜川町 2 丁目, 水流崎町, 中央町 1 丁目, 中央町 2 丁目, 有吉町 1 丁目, 有吉町 2 丁目, 有吉町 3 丁目, 妻町 1 丁目, 妻町 2 丁目, 妻町 3 丁目, 白馬町, 上町 1 丁目, 上町 2 丁目, 中妻 1 丁目, 中妻 2 丁目, 旭 1 丁目, 旭 2 丁目, 下妻, 右松 1 丁目, 右松 2 丁目, 右松 3 丁目, 右松 4 丁目, 右松 5 丁目, 小野崎 1 丁目, 小野崎 2 丁目, 新町 1 丁目, 新町 2 丁目, 大字茶臼原, 大字右松の一部 (池平, 松田, 嶋畑, 長畑, 北鶴, 逆江ボ, 三反畑, 羽黒垣添, 堂園, 車瀬, 工久保, 下鶴, 瀬戸畑, 島廻, 土木井手, 芻田, 永谷, 祇園之上, 祇園, 城平, 大口川及び原無田), 大字妻の一部 (上妻, 水流崎, 川原, 白馬, 高岸, 山ノ神, 八丈, 壺町畑及び法元ノ下), 大字三宅の一部 (四反畑, 彦七畑, 市口, 嶋畑, 次郎左衛門, 天ヶ瀬, 鶴山, 仏久保, 熊野田, 池廻, 東川久保, 西川久保, 先鶴, 山王前畑, 寺崎, 馬場崎, 塚脇, 権現谷, 折登, 樋之道ノ西, 新町及び下鶴), 大字岡富の一部 (西ノ窪, 藏之向, 下藪太郎, 土ノ口, 上中島, 上藪太郎, 船倉, 後藤地, 瀬口, 船倉下, 仲川原, 尾崎, 宮ノ東, 宮ノ前, 岡富, 有峯前及び有峯), 大字黒生野の一部 (三角之内, 花下屋敷及び屋敷下), 大字現王島の一部 (東川原), 大字調殿の一部 (焼石, 桑木原, 寿屋敷, 鏡心畑, 池田, 水洗, 上古川, 塩谷口, 土ノ口, 寝頃, 馬場崎, 天神久保, 堀の内, 出来所, 千田前, 山隅, 中島, 角力, 篠山, 松田, 弥内迫及び原無田), 大字童子丸の一部 (別府, 谷口, 桑原, 長畑, 烏帽子方, 中の割, 寺ノ馬場, 権現原及び新立), 大字穂北の一部 (原無田, 小浪, 平下, 堀町, 仮屋原, 上野, 千畑, 桜田, 谷ノ前, 松船, 合ノ丸, 東原, 北代及び川久保) 及び大字南方の一部 (島代, 柿内, 新分, 伊東畑, 松木田, 梅ノ木, 中須, 堀ノ内, 寺ノ下, 河久保, 前水流, 中水流, 下水流, 吉原, 城平, 柳ノ丸, 京新田, 仕切山, 折口, 山平, 千田迫, 伊勢地, 車坂, 羽根子, 興惣次堀, 松迫, 吉ヶ迫, 嶋台, 一ノ迫, 中ノ迫, 杉尾, 大塚原及び柳迫)

## オ 児湯郡木城町

大字高城, 大字椎木, 大字川原の一部(永住, 白木八重, 木寄, 鏡, 川原, 上野田, 甲崎谷, 内屋敷, 小平, 甲ヶ嶺, 百合野, 宮迫, 荒谷, 平田, 川間, 本村, 菅谷, 櫛野, 今別府, 持見, 廣谷, 及び溜水), 及び大字石河内の一部(下谷内)

## カ 児湯郡川南町

大字川南の一部(弥次郎, 唐瀬川南, 面の上, 下唐瀬, 焼山, 出水原北, 堤牟田, 祝子塚, 山道, 櫻の本, 小久保, 出水原, 出水原南, 出水, 下原, 蛇ヶ牟田, 中原, 下野田, 新屋敷, 前河原, 仲原, 山下, 隠り山, 垂門橋南, 垂門村下, 岩河川畑, 岩河, 堤牟田, 狐尾, 野稲尾, 後牟田, 鍛冶屋敷, 岩坪, 白坂谷, 久保田, 宮の本, 松ノ木, 大久保, 屋敷田, 伊倉南, 伊倉坂の下, 年森, 千並, 下の古場, 祭田, 古田, 猿子塚, 番野地西, 俵橋, 土橋, 萌牟田, 琵琶, 琵琶城, 小田, 牟手牟田, 伊菰, 前藏, 鰐淵, 佛坂, 蔭の木, 水神本, 西ヶ谷, 白鬚原, 大川西平, 大内, 丸尾, 龍ヶ脇, 萱根, 七瀬原, 白鬚七瀬川, 下モ東, 下原, 火ノ口, 星松原, 中河原, 萩原, 七瀬田, 大久保原, 金六松, 北原, 天神本, 富田, 土民, 市納東原, 鶴戸ノ本, 丸山, 市納, 下原, 丸山西原, 松ヶ迫, 橘風呂, 篠原, 篠原東, 内の田, 内の田東, 下モ山下, 諏訪, 堤尻, 綿打上, 中ノ迫, 大迫, 平下, 豊八, 毘沙間, 田中, 笹ヶ山, 須田久保, 綿打, 西牟田, 小池, 堂の前, 天神前, 前坂, 川之上, 古田, 潤河内, 尾脇, 持ノ木, 前ノ原, 湯迫, 新湯迫, 地藏谷, 前の田, 赤坂下, 前の田村下, 前の田村上, 東国光, 山下道上, 把言田, 前の田西, 西国光, 湯牟田原西, 前の田南, 国光原, 上ノ原, 湯牟田, 国光, 西ノ別府, 蟻別府, 西ノ別府下, 西ノ別府坂下, 天神前, 角谷堤尻, 角谷, 角谷下, 尾花坂上, 稔, 尾花西平, 尾花坂平, 鬼ヶ久保, 尾花坂東, 上坊ヶ迫, 尾花坂下, 中坊ヶ迫, 勝司ヶ別府, 勝司ヶ別府南, 網ヶ別府, 垂門, 堂の下, 松原, 大牟田, 宮の下, 白坂谷, 井手の元, 井手の上, 井手の上村, 伊弥ヶ谷, 古場, 妻の木, 壺ツ松, 割金剛, 鼻切上, 磯の上, 嶋財, 耳々木田, 卯の山, 猫ヶ谷, 大宮, 南原, 番野地,

赤迫, 牧の内, 大谷, 坂下, 大谷下, 豊里, 西原大宮, 新通山, 四海, 戎の本, 持場, 鶴ヶ牟田, 通山村, 平鈴, 通山, 北の久保, 新平鈴, 鼻切, 遅卸坂, 水の元)

茨城県告示第938号

口蹄疫のまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定により、移入を禁止する区域及び物品を次のとおり指定した。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

移入禁止物品	移 入 禁 止 区 域	移入禁止期間	その他必要な事項
「口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理について（平成22年7月1日付け22消安第3232号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」に基づき、農場内に封じ込め処理を行っているたい肥等（ただし、宮崎県家畜防疫員等が制限の必要性のないと認めたものを除く。）	1 宮崎県 ア 日向市 美々津町の一部（五反丸, 永田, 新宅, 前ノ原, 丸山, 下福原, 上福原, 田久保, 前田, 竹の内, 宮の下, 日志原, 霧島原, 高松, 松ノ本, 下百町原, 落鹿, 上百町原, 内場, 草刈, 清水ヶ谷, 富ヶ塚, 橋ノ本, 浜山, 上ノ瀬, 風原, 三月田, 麻附, 鹿場, 宮田越, 堂面木, 笹尾, 高鳥, 石神及び田の原), 東郷町山陰甲の一部（向原, 寺迫, 山ノ口, 日平, 落鹿, 庭田及び長崎), 東郷町山陰乙の一部（日田尾及び鶴戸木), 下三ヶの一部（松尾, 神陰及び葛籠内) 及び坪谷の一部（桑木内及び大内) イ 都農町全域 ウ 宮崎市 佐土原町下田島の一部（桂山, 蓮田, 境田, 伊勢田, 阿弥陀寺, 田島, 飯重迫, 坂本迫, 柿田, 尾脇田, 京塚迫, 万太郎, 岩穴迫, 沙汰給, 伊勢ん, 諏訪田, 取越, 地藏免, 袋堀, 休左エ門松, 垂門, 大道迫, 井手牟田, 牟田ノ一, 牟田ノ二, 松添, 明石, 田代の一, 田代の二, 笹松原, 大炊田, 迫ノ田, 大山下, 江川崎, 平松, 上ノ原, 山口ノ一, 出口ノ一, 江川, 広瀬川壱番, 広瀬川四番, 鴨田, 桂原, 栄町, 外牟田, 木浦原, 栗迫, 竹花, 鳥越, 柳ノ内, 三百坊, 七曲, 前田, 山下及び蓑崎), 佐土原町下那珂の一部（川添, 塩田, 大坪, 用ノ代, 前田, 永田, 水深, 仁王作, 伊賀給, 熊田, 竹ヶ島, 中溝, 馬場下, 和田山, 囲, 小牧, 潮入, 小平, 平廻, 平村, 矢野, 王子ヶ	平成22年7月16日から当分の間	移入禁止の理由： 口蹄疫のまん延防止

廻, 平権現前, 土器田, 田宮, 羽次郎, 伊茂井, 久峰前谷及び久峰大日), 佐土原町上田島の一部 (田中, 都甲路, 新城町, 平城, 田俣, 思香田, 坊ヶ池, 古川, 上ノ瀬, 中ノ瀬, 下ノ瀬, 祝畑, 出来畑, 一ツ瀬, 五條下, 古ノ館, 現王, 松本, 城ヶ下, 横山, 佐野原及び向ヶ廻を除く。), 佐土原町東上那珂の一部 (猿喰, 牛ヶ迫, 仲ノ丸, 藤正, 白川, 王子ヶ廻, 東俣, 三拾部, 蛇廻, 六峯, 田俣, 宮藪, 黒土田, 辛子田, 長掘, 井手表, 上平田, 扇ノ丸, 赤白, 水尻, 瀧ヶ山, 永山, 兎ヶ鼻, 津倉橋元, 三反田, 叶迫, 山田, 西村, 丹助, 石塚, 二本松, 永正向, 貫行, 新馬場, 坂ノ下及び項星), 佐土原町石崎 1 丁目, 佐土原町石崎 2 丁目, 佐土原町石崎 3 丁目及び佐土原町松小路

#### エ 児湯郡木城町

大字川原の一部 (金瀬, 柳水, 檜, 丸塚, 後鹿倉, 及び甘只), 及び大字石河内の一部 (上谷内, 柳谷, 楠師, 永坂, 鍋口, 牧原, 浜口, 下鶴, 大谷, 野々崎, 石河内, 神前, 地藏ノ上, 大原, 尾崎, 大久保, 小屋町, 倉谷, 糸山, 栢ヶ八重, 春山, 大平, 城, 芋ヶ八重及び大戸)

#### オ 西都市

大字清水, 大字鹿野田, 大字都於郡町, 大字右松の一部 (三反田及び鷺田), 大字妻の一部 (妻藪及び平田), 大字三宅の一部 (上永谷, 奈原, 居屋ノ内, 壺町田, 久保鶴, 松ノ下, 池向, 八反の内, 中原, 長田, 市ヶ藪, 川ノ上, 土藪, 大形, 松之内, 鳥子出口, 塚西, 上之使, 鳥子橋元, 鳥子長田, 竹之脇, 最所畑, 清水前, 茶嶋, 大藪前, 朝喰, 石坂, 尾筋西上, 尾筋西下, 尾筋東下, 田中, 溝之手, 尾筋東上, 国分, 上ノ宮東, 上ノ宮西, 原口, 原口二ノ西, 原口二, 須先, 笹貫畑, 堂ヶ島, 石貫畑, 石貫平ノ下, 東立野, 酒元ノ上, 寺原脇, 丸山, 西都原東, 西都原西, 榑木上, 榑木下, 下永谷, 岩ヶ丸, 竹ヶ迫, 方迫, 兼迫, 岡本, 鎌迫, 六町迫, 大迫, 下甲津ヶ丸, 上甲津ヶ丸, 割甲津ヶ丸, 元迫, 北ヶ迫, 青木, 堂下, 羽サ間, 後迫, 柳迫, 法瀬ヶ丸, 足野町, 方生会, 惣太郎, 寺原, 小

末, 松田平ノ下, 嶋廻, 松田下屋敷, 松田, 鏡田, 大谷平, 七曲, 八小代, 木ノ町, 大工久, 竹ヶ山, 向藪, 八反田, 八反田木町, 代手, 下鎧, 西原, 上鎧, 米鶴, 大ヶ峰, 西大ヶ峰, 細場廻, 川原田, 西ヶ迫, 囃師ヶ迫, 松崎, 川添, 前田, 平田, 山王田及び毘沙門), 大字岡富の一部(西ノ前, 八ノ窪, 桑木畑, 西川ノ上, 竹ノ花, 西屋敷, 四日市, 田窪, 九榊園, 下中嶋及び延名寺), 大字黒生野の一部(古川, 蔵向, 高屋敷, 西ノ藪, 高藪屋敷, 堀内屋敷, 孫太郎, 岡富境, 冷水, 溝ノ口, 札立, 伏野, 柳田, 天子之花, 大辻屋敷, 明ノ前, 石原, 水洗, 川平, 藤四郎窪, 川窪及び砂瀬), 大字現王島の一部(溝付, 村之東及び中嶋), 大字童子丸の一部(天神田, 米丸, 上ノ園及び横ノ内), 大字穂北の一部(山内, 宇戸, 長山, 和田川原, 仲鶴, 平城, 串木, 南無田, 南田, 野添, 小戸口, 坂ノ下, 高野, 上ノ原, 牧原, 尾畑, 大木ノ原, 北田, 長田, 牛掛, 坪田, 勝田川, 上江, 当藪, 瀬川, 野竹, 平原, 内改, 榎木田, 八重山, 圃, 仲川原, 宗高, 川仲嶋, 杉安, 長谷嶺, 茶屋元, 大木久保及び桑木原), 大字南方の一部(鋒峰, 竹添, 弓場ノ元, 金竹ノ元, 瓜葉木, 岩川内, 高附, 槇尾, 添の坪, 年の神, 古川, 高砂, 眞竹平, 宝財原, 長谷嶺, 上の畑, 坂江, 中島, 串木, 上中川原, 榎木瀬, 彦三郎, 鈴尾, 餅田, 下原, 萱原, 八ヶ久保, 卯の木, 赤星, 長仙, 笹ノ田, 堀内, 町山附, 町ノ前, 立野, 大工西, 桑ノ木原, 元地神, 茶屋ノ元, 浜後, 堂ノ前, 田久保, 西田, 永谷, 宮畑, 別府川, 大工畑, 伊左衛門, 下中川原, 寺家田, 坂ノ下, 古川, 土木手, 長池, 岡藪及び嶋台), 大字三納の一部(宮田, 松本, 羽子田, 松本原, 甚助原, 大廻, 芦町, 前田, 笠原, 西久保, 笠原川原, 今別府, 下島鶴, 弓立田, 白坪, 新田, 湯無田, 尾曲, 諸熊, 永野大原, 永野原, 岸見廻, 堂園, 永野, 二反田, 松廻, 榎木廻, 岩穴ヶ廻, 柿木廻, 大山田, 九月田, 池内, 水喰, 住吉廻, 上島鶴, 鴨目, 下寺廻, 赤目川原, 札立, 盛, 赤目外川原, 中川原, 下川原, 鶴田, 久保田, 上川原, 大明神原, 廻村, 松下,

外園, 野原田, 堤下, 小坂元, 曲淵, 川上, 門田前, 竹ノ内, 田良木, 長谷畑, 高三納, 鳶野, 境田, 前廻, 苧払, 黒牟田, 榎町, 眞萱崎, 岩戸牟田, 眞米及び和泉), 大字平郡の一部(宮ノ下, 天神免, 別府代, 菰田, 京田, 宮尾, 宮河, 本村, 井上, 田中, 横山, 菅原, 畑ヶ廻, 瀬戸田, 梅木廻, 法小廻, 松ヶ廻, 妻田, 寺廻, 池袋, 工田, 大町, 稲泉, 楠廻, 柳牟田, 法蓮寺, 戸屋ヶ前, 犬牟田, 堤下, 金田, 兎田, 緩田, 南川, 鴨山, 鴨目ヶ廻, 高三納, 尾能田, 江子田, 池田及び新開), 大字荒武の一部(彦田, 大坪, 城平, 都於郡, 浜迫, 亀割, 仮田, 園田, 山宮, 大知ヶ廻, 土橋, 養十院, 大久保, 佐土ヶ廻, 佐土ヶ浜, 梅ヶ当, 藤蔵原, 馬場田及び園田), 大字岩爪の一部(五百田, 通迫, 七百田, 堂床, 境田, 丸岡, 春田, 四反田, 吉ノ丸, 山下, 赤迫, 伏ヶ迫, 園田, 長山, 草場, 七夕田, 畑間, 払谷, 上原, 小路及び向原), 大字加勢の一部(蓑添, 小倉, 坂ノ上, 森木, 尾能, 八双田川南, 八双田川北及び向鶴), 大字藤田の一部(長光寺前, 上鶴, 野下, 湯地給, 落久保, 上代, 倉爪, 三角田, 王田, 荒神面, 鎧, 藤栄, 永田, 高町, 井添, 長牟田, 楠牟田, 山下, 横枕, 百田, 水溜, 巨田江, 上地, 中園, 堀之内, 平島及び外園) 及び大字下三財の一部(向江, 天神川原, 見守川, 八双田, 古川, 北田, 六升田, 戸敷, 古栄, 池見手, 藤崎, 久米田下, 岡下, 広地, 前田, 井尻, 堤下, 外園, 中別府, 亀塚屋敷, 楠牟田, 南牟田, 永迫, 宮迫, 山下, 大島, 鶴後, 遊行瀬, 田ノ前, 川原田, 猫嶋, 奈良瀬, 杉ノ内及び城ヶ下)

カ 児湯郡川南町

前田, 蜘蛛ヶ原, 水神松, 田中, 牟手, 広野地, 網ヶ別府, 新橋, 東原, 道東, 道西, 中野, 船渡, 浪掛, 寺川, 岩の下, 高下, 定塚, 板唐瀬, 黒鯛村上, 黒鯛谷平, 黒鯛, 川北, 西原, 小迫, 孫谷南, 下浜, 宮田, 旗ヶ辻, 高水, 豊原, 住田, 孫谷, 迎, 土手の内, 古板, 牧堀, 下の浜, 宮ノ尻, 番所, 土手の内, 東, 甘付道東, 大久保, 大和, 新田, 出口東, 上肥, 黒板原, 甘付道西, 権現下, 磯道南, 北肥, 中の別府, 下肥, 南肥, 西

肥, 東肥, 川向, 中須, 竹下, 大猪久保, 前久保, 猪久保, 下肥, 岩下, 火場川上, 坂下, 野々中, 道上, 川の上, 向原, ヨゴ松, 北唐瀬, 香田原, 光, 新耕原, 明原, 名貫, 尾鼻, 東平下, 大塚山, 岩の本, 前肥, 竹の下, 孫衛門, 下の原, 久保井手, 駒見, 長岡, 形山上, 下の原, 形山下, 下ノ原上, 寺屋敷, 北分竹浜, 上の原, 上の北分, 狐塚下, 古場山, 土尻, 野芝原, 竹の下, 竹の下の下, 森ヶ久保, 宮田上, 宮田下, 八幡山, 上の原南分, 沓袋原, 葛掛原, 虚空藏免, 鳥掛山, 松尾谷, 山瀬谷, 霧島, 登り口東原, 下中田, 野中, 下肥, 西川, 登り口, 下り口, 山本, 黒岩, 宮田, 山ノ口, 後田, 岩田, 谷口, 蟻の草, 幟立, 赤石, 鏡谷下, 赤石, 椎原, 住吉, 松尾谷, 市納上, 旭ヶ丘, 青鹿, 井出ヶ谷, 井出ノ本, 宮ヶ原, 大内藪, 藏座村, 明野, 内野丸, 黒岩, 黒岩北, 前田, 沓袋畑, 村上迫田, 大岩谷, 掛迫下, 掛迫, 乗越, 掛迫中, ハツ久保, 南牧原, 沓袋, 村上, 平下, 前久保, 込の口, 久保山, 出口, 古場田, 保田, 宮の前, 家村道南, 家村道北, 家村下段, 谷の口, 櫻山, 下切, 細, 川向, 細原, 牧平及び袋谷

ア 宮崎市

佐土原町下田島の一部(徳ヶ淵, 南町, 三間屋前, 三間屋後, 上六ヶ所, 下六ヶ所, 六ヶ所, 鷺島, 安宮畑, 田ノ上, 田ノ上後, 町田出口, 南出口, 中久保, 新屋敷, 上中島, 庄屋田, 栄後口, 下伝宗, 下中島, 天神川, 田島後, 古川, 長川原, 打切, 上長原, 立野, 一ツ瀬川原, 佐賀利, 江ノ頭, 上江, 瀬口, 上ノ瀬, 柳馬場, 新馬場, 境田, 寺畑, 都甲路, 菰田, 月輪, 田島下, 天満宮下, 馬場, 橋口迫, 白金藪, 町口, 切島, 田淵迫, 堀田, 天神下, 天神上中須, 天神中須, 上伝宗, 上ノ藪, 天神, 堂藪, 多々良迫, 鈴町, 宮本原, 札辻ノ一, 札辻ノ二, 出口ノ二, 石田, 原, 奈良木, 宮本, 綿内, 岩切名, 川俣, 屋舗下, 桑島, 塩田, 宮田, 福島, 垣瀬, 浜田, 福島川原, 福島中洲, ニツ建, 外川原, 渡瀬, 後川, ニツ建池上, 大川俣, 寺下, 稲荷島, 浜上, 山伏須, 垣瀬新開, 長江, 平松塩浜, 命ヶ島ノ参, 命ヶ島ノ四, 狐島, 蛸瀬ノ一, 蛸瀬ノ二, 上沖江,

平成22年7月18日  
から当分の間

山口ノ二, 山口及び池田), 佐土原町上田島の一部 (田中, 都甲路, 新城町, 平城, 田俣, 思香田, 坊ヶ池, 古川, 上ノ瀬, 中ノ瀬, 下ノ瀬, 祝畑, 出来畑, 一ツ瀬, 五條下, 古ノ館及び現王), 佐土原町下富田及び佐土原町伊倉

イ 児湯郡高鍋町全域

ウ 児湯郡新富町全域

エ 西都市

聖陵町 1 丁目, 聖陵町 2 丁目, 御舟町 1 丁目, 御舟町 2 丁目, 桜川町 1 丁目, 桜川町 2 丁目, 水流崎町, 中央町 1 丁目, 中央町 2 丁目, 有吉町 1 丁目, 有吉町 2 丁目, 有吉町 3 丁目, 妻町 1 丁目, 妻町 2 丁目, 妻町 3 丁目, 白馬町, 上町 1 丁目, 上町 2 丁目, 中妻 1 丁目, 中妻 2 丁目, 旭 1 丁目, 旭 2 丁目, 下妻, 右松 1 丁目, 右松 2 丁目, 右松 3 丁目, 右松 4 丁目, 右松 5 丁目, 小野崎 1 丁目, 小野崎 2 丁目, 新町 1 丁目, 新町 2 丁目, 大字茶臼原, 大字右松の一部 (池平, 松田, 嶋畑, 長畑, 北鶴, 逆江ボ, 三反畑, 羽黒垣添, 堂園, 車瀬, 工久保, 下鶴, 瀬戸畑, 島廻, 土木井手, 勿田, 永谷, 祇園之上, 祇園, 城平, 大口川及び原無田), 大字妻の一部 (上妻, 水流崎, 川原, 白馬, 高岸, 山ノ神, 八丈, 壱町畑及び法元ノ下), 大字三宅の一部 (四反畑, 彦七畑, 市口, 嶋畑, 次郎左衛門, 天ヶ瀬, 鶴山, 仏久保, 熊野田, 池廻, 東川久保, 西川久保, 先鶴, 山王前畑, 寺崎, 馬場崎, 塚脇, 権現谷, 折登, 樋之道ノ西, 新町及び下鶴), 大字岡富の一部 (西ノ窪, 藏之向, 下藪太郎, 土ノ口, 上中島, 上藪太郎, 船倉, 後藤地, 瀬口, 船倉下, 仲川原, 尾崎, 宮ノ東, 宮ノ前, 岡富, 有峯前及び有峯), 大字黒生野の一部 (三角之内, 花下屋敷及び屋敷下), 大字現王島の一部 (東川原), 大字調殿の一部 (焼石, 桑木原, 寿屋敷, 鏡心畑, 池田, 水洗, 上古川, 塩谷口, 土ノ口, 寝頃, 馬場崎, 天神久保, 堀の内, 出来所, 千田前, 山隅, 中島, 角力, 篠山, 松田, 弥内迫及び原無田), 大字童子丸の一部 (別府, 谷口, 桑原, 長畑, 烏帽子方, 中の割, 寺ノ馬場, 権現原及び新立), 大字穂北の一部 (原無田, 小浪,

平下, 堀町, 仮屋原, 上野, 千畑, 桜田, 谷ノ前, 松船, 合ノ丸, 東原, 北代及び川久保) 及び大字南方の一部 (島代, 柿内, 新分, 伊東畑, 松木田, 梅ノ木, 中須, 堀ノ内, 寺ノ下, 河久保, 前水流, 中水流, 下水流, 吉原, 城平, 柳ノ丸, 京新田, 仕切山, 折口, 山平, 千田迫, 伊勢地, 車坂, 羽根子, 興惣次堀, 松迫, 吉ヶ迫, 嶋台, 一ノ迫, 中ノ迫, 杉尾, 大塚原及び柳迫)

オ 児湯郡木城町

大字高城, 大字椎木, 大字川原の一部 (永住, 白木八重, 木寄, 鏡, 川原, 上野田, 甲崎谷, 内屋敷, 小平, 甲ヶ嶺, 百合野, 宮迫, 荒谷, 平田, 川間, 本村, 菅谷, 櫛野, 今別府, 持見, 廣谷及び溜水) 及び大字石河内の一部 (下谷内)

カ 児湯郡川南町

大字川南の一部 (弥次郎, 唐瀬川南, 面の上, 下唐瀬, 焼山, 出水原北, 堤牟田, 祝子塚, 山道, 櫻の本, 小久保, 出水原, 出水原南, 出水, 下原, 蛇ヶ牟田, 中原, 下野田, 新屋敷, 前河原, 仲原, 山下, 隠り山, 垂門橋南, 垂門村下, 岩河川畑, 岩河, 堤牟田, 狐尾, 野稲尾, 後牟田, 鍛冶屋敷, 岩坪, 白坂谷, 久保田, 宮の本, 松ノ木, 大久保, 屋敷田, 伊倉南, 伊倉坂の下, 年森, 千並, 下の古場, 祭田, 古田, 猿子塚, 番野地西, 俵橋, 土橋, 萌牟田, 琵琶, 琵琶城, 小田, 牟手牟田, 伊菰, 前藏, 鰐淵, 佛坂, 蔭の木, 水神本, 西ヶ谷, 白鬚原, 大川西平, 大内, 丸尾, 龍ヶ脇, 萱根, 七瀬原, 白鬚七瀬川, 下モ東, 下原, 火ノ口, 星松原, 中河原, 萩原, 七瀬田, 大久保原, 金六松, 北原, 天神本, 富田, 土民, 市納東原, 鶴戸ノ本, 丸山, 市納, 下原, 丸山西原, 松ヶ迫, 橘風呂, 篠原, 篠原東, 内の田, 内の田東, 下モ山下, 諏訪, 堤尻, 綿打上, 中ノ迫, 大迫, 平下, 豊八, 毘沙間, 田中, 笹ヶ山, 須田久保, 綿打, 西牟田, 小池, 堂の前, 天神前, 前坂, 川之上, 古田, 淵河内, 尾脇, 持ノ木, 前ノ原, 湯迫, 新湯迫, 地藏谷, 前の田, 赤坂下, 前の田村下, 前の田村上, 東国光, 山下道上, 把言田, 前の田西, 西国光, 湯牟田原西, 前の田南, 国光原, 上ノ原, 湯牟田, 国光, 西ノ別府, 蟻別府,

西ノ別府下, 西ノ別府坂下, 天神前, 角谷堤尻,  
 角谷, 角谷下, 尾花坂上, 稔, 尾花西平, 尾花坂平,  
 鬼ヶ久保, 尾花坂東, 上坊ヶ迫, 尾花坂下, 中坊ヶ  
 迫, 勝司ヶ別府, 勝司ヶ別府南, 網ヶ別府, 垂門,  
 堂の下, 松原, 大牟田, 宮の下, 白坂谷, 井手  
 の元, 井手の上, 井手の上村, 伊弥ヶ谷, 古場,  
 妻の木, 壱ツ松, 割金剛, 鼻切上, 磯の上, 嶋財,  
 耳々木田, 卯の山, 猫ヶ谷, 大宮, 南原, 番野地,  
 赤迫, 牧の内, 大谷, 坂下, 大谷下, 豊里, 西  
 原大宮, 新通山, 四海, 戎の本, 持場, 鶴ヶ牟田,  
 通山村, 平鈴, 通山, 新平鈴, 鼻切, 遅卸坂及  
 び水の元)

#### 茨城県告示第939号

平成10年2月17日付けで計画を確定した県営南指原地区土地改良事業(中山間地域総合整備事業・ほ場整備)については、平成22年3月17日に工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第940号

平成10年2月17日付けで計画を確定した県営南指原地区土地改良事業(中山間地域総合整備事業・農業用排水)については、平成22年3月17日に工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第941号

平成10年2月17日付けで計画を確定した県営南指原地区土地改良事業(中山間地域総合整備事業・農業用道路)については、平成22年3月17日に工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第942号

平成11年10月20日付けで計画を確定した県営東中根地区土地改良事業(畑地帯総合整備事業・区画整理)については、平成22年3月15日に工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公

告する。

平成22年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第943号

平成11年10月20日付けで計画を確定した県営東中根地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）については、平成16年11月11日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成22年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第944号

平成20年 3 月25日付けで計画を確定した県営東中根地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用排水）については、平成21年12月24日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成22年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第945号

平成12年 9 月19日付けで計画を確定した県営川又平戸地区土地改良事業（ほ場整備事業・担い手育成型）については、平成22年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

平成22年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第946号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎阿見線
- 3 区 間 稲敷郡阿見町大字吉原字薬師山2717番21地先から  
稲敷郡阿見町大字吉原字新山2553番13地先まで 上下線  
稲敷郡阿見町大字吉原字新山2553番13地先から  
稲敷郡阿見町大字吉原字新山2571番10地先まで 下り線

## 茨城県告示第947号

坂東市沓掛3606番地に事務所を置く茨城南総土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年8月5日

茨城県県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

## 1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 本 邦 朋	結城郡八千代町大字平塚1772番地
〃	鈴 木 功	坂東市幸田新田79番地
〃	青 木 正	〃 沓掛6513番地
〃	渡 辺 武	常総市鴻野山新田405番地
〃	大久保 隆 夫	結城郡八千代町大字芦ヶ谷1688番地
〃	浅 井 清	古河市長左エ門新田77番地 1
〃	岡 野 重 徳	常総市大生郷新田町1170番地の内 1
〃	筧 浅之助	坂東市勘助新田66番地
〃	大 木 康 造	古河市東山田3928番地
〃	宇佐見 一 蔵	坂東市猫実新田33番地
〃	宮 田 軍 一	常総市大生郷町1248番地
〃	木 村 久 夫	坂東市内野山1273番地
〃	増 田 富 彦	〃 沓掛6458番地
〃	八 代 信 一	〃 逆井1560番地
〃	吉 田 信 雄	常総市左平太新田303番地
監 事	篠 崎 禎 良	〃 崎房1191番地 1
〃	倉 持 勇	坂東市沓掛1482番地
〃	鈴 木 作 一	〃 平八新田37番地 2
〃	鈴 木 晃	古河市仁連2441番地

## 2 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	浅 井 清	古河市長左エ門新田77番地 1
〃	鈴 木 功	坂東市幸田新田79番地
〃	渡 辺 武	常総市鴻野山新田405番地
〃	林 幹 男	坂東市沓掛6760番地
〃	宮 本 邦 朋	結城郡八千代町大字平塚1772番地
〃	木 村 正 明	坂東市沓掛6092番地 2
〃	中 山 要 一	〃 山1234番地 1
〃	秋 葉 俊 一	結城郡八千代町大字露田666番地 2
〃	宮 崎 利 男	常総市孫兵工新田274番地
〃	八 代 信 一	坂東市逆井1560番地
〃	筧 浅之助	〃 勘助新田66番地
〃	大 木 康 造	古河市東山田3928番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	関 口 利 一	常総市大生郷新田町1136番地
〃	岡 田 章	坂東市大馬新田192番地
〃	横 川 茂 男	常総市五郎兵衛新田町753番地
監 事	山 崎 正 志	坂東市勘助新田4422番地
〃	野 口 茂	〃 逆井1654番地
〃	野 口 喜 夫	常総市鴻野山368番地 2
〃	水 越 栄 光	古河市江口266番地

~~~~~  
(選挙管理委員会)

### 茨城県選挙管理委員会告示第87号

平成22年第8回定例会を次のとおり招集する。

平成22年8月5日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

#### 1 日時

平成22年8月10日(火)午後1時30分

#### 2 場所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員会室

#### 3 議題

- (1) 第10回定例会の日程等について
- (2) 政治団体の設立届出等の状況について
- (3) その他

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

#### ●建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地の認定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第6項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月5日

茨城県知事 橋 本 昌

| 認定番号         | 認定年月日          | 申請者氏名                            | 認定区域            |
|--------------|----------------|----------------------------------|-----------------|
| 県指指令<br>第21号 | 平成22年<br>7月29日 | 独立行政法人 国立病院機構<br>水戸医療センター院長 園部 眞 | 東茨城郡茨城町桜の郷280番地 |

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 8 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市瓜連字新立山1775番 4, 字新立1769番 3

2 事業主の住所及び氏名

那珂市瓜連1775番地 4

鈴木 希 雄, 鈴木 美央子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市菅谷字向原1177番 4, 同番 5

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字勝倉2670番地 1 (第 1 パークハイツ A 棟202号)

吉 澤 玄 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番281, 同番283

2 事業主の住所及び氏名

栃木県佐野市関川町879番地12

岸 京 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字須和間字いご田1298番 3, 1299番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字須和間679番地130

社会福祉法人親和会 理事長 諏 訪 正 輝

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市中央町一丁目16番 1, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 同番25, 同番26, 同番27, 同番28, 同番29

2 事業主の住所及び氏名

栃木県宇都宮市大通り四丁目 3 番18号

グランディハウス株式会社 代表取締役 磯 国 男

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年8月5日

茨城県鹿島下水道事務所長 磯 崎 隆 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

重油 JIS 1種1号 500kl (予定数量)

### (2) 調達件名の特質等

購入物品の性能等に関し、茨城県鹿島下水道事務所長が入札説明書で指定する性質を有すること。

### (3) 納入期間

平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

### (4) 納入場所

茨城県神栖市北浜9番地 茨城県鹿島下水道事務所

### (5) 入札方法

ア 入札金額は1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### (6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「燃料・油脂製品類」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当(行政棟6階)

住 所 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話番号 029-301-4875(直通)

(4) 本公告に示した物品調達の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒314-0101 茨城県神栖市北浜9番地

茨城県鹿島下水道事務所 施設第二課 電話 0299-96-2617

- (2) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から平成22年8月23日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から16時まで

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

平成22年8月24日 16時

- (4) 入札書の受領期限

平成22年9月28日 14時（ただし、郵送による入札の場合は、平成22年9月27日 16時必着とし、入札書は1回限りとする。）

- (5) 開札の日時及び場所

平成22年9月28日 14時

茨城県鹿島下水道事務所 会議室

### 4 入札参加資格等の確認

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に2（4）に係る証明書を添付して3（1）に示す場所に平成22年8月24日16時までに提出しなければならない。なお、提出した書類について茨城県鹿島下水道事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知により回答する。

- (5) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

- (6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(イ) 指定の日時までに入札書が提出されないとき

(ウ) 記名押印を欠くとき

(エ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(オ) 首標金額を訂正した入札を行ったとき

(カ) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(キ) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

(ク) 代理人が委任状を持参しないとき

(ケ) 前各号に定める指示した条件に違反して入札したとき

イ 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

ウ 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

エ 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否 要

(8) その他 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil JIS Class 1 No1 500kl

(2) Time-limit for tender:

Mail delivery : 4:00p.m. September 27, 2010

Hand delivery : 2:00p.m. September 28, 2010

(3) Contact point for the notice:

Administrative Section, General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kashima Sewerage Office,

9 Kitahama Kamisu-shi Ibaraki Prefecture, 314-0101 Japan.

TEL 0299-96-2617

---

# 規 程

---

( 病院事業管理者 )

## 茨城県病院事業管理規程第 8 号

病院事業職員の育児休業等に関する規程を次のように定める。

平成22年 8 月 5 日

茨城県病院事業管理者 金子 道 夫

病院事業職員の育児休業等に関する規程

病院事業職員の育児休業等に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、病院事業職員の育児休業等に関する条例（平成18年茨城県条例第20号。以下「育児休業条例」という。）の規定に基づき、病院事業職員（以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるとともに、職員の部分休業に関し定めるものとする。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第 9 号）第22条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年茨城県人事委員会規則第 1 号）で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員の給与に関する条例第22条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤め手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第 3 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はその

いずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第 4 条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年茨城県条例第 1 号)第 7 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての職員の退職手当に関する条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務の勤務の形態)

第 5 条 育児短時間勤務の勤務の形態は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 10 条第 1 項各号の規定を準用する。

2 育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号で定める勤務の形態は、職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年茨城県条例第 5 号)第 13 条の規定を準用する。

(育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い)

第 6 条 育児短時間勤務をしている職員の給料及び手当(退職手当を含む)の取扱いについては、職員の育児休業等に関する条例第 16 条、第 17 条及び第 20 条の規定を準用する。

(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第 7 条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)の規定の適用については、職員の育児休業等に関する条例第 19 条の規定を準用する。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与の取扱い)

第 8 条 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合の給料及び手当(退職手当を含む)の取扱いについては、同法第 6 条の規定を準用する。

(部分休業)

第 9 条 職員は、管理者の承認を受けて、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)ができる。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

(部分休業の承認)

第 10 条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 茨城県病院局職員服務規程(平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 33 号)別表第 1 第 20 項の休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該休暇に係る時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

(部分休業の承認の失効等)

第 11 条 部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 管理者は、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなったと認めるときは、当該部分休業の承認を取り消すことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(勤務1時間当たりの給与額の算定)

第13条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年茨城県条例第19号）第16条第2項の勤務1時間当たりの給与額の算定は、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第14条 職員の育児休業等に関し必要な事項は、管理者が別に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~

---

**正 誤**

---

平成22年6月7日付け茨城県報第2186号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から21	税務課	県税事務所

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)